

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: 福祉サービス機構株式会社 (認証番号:20地福第1389-3号)
訪問調査 実施日: 平成23年1月19日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)学校法人育英学園 (施設名) 伊文保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類)児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 稲垣 伊久子	定員(利用人数): 160名
所在地:〒445-0811 愛知県西尾市道光寺町天王下30-2	TEL 0563-57-3798

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>公立園から学校法人による民営となった保育園である。まだ公立園らしさも残っている半面、民間らしさもあり、今は中間的位置づけのように感じた。この園の特色として、まず体力づくりがあげられる。専門の体育の先生の指導のもと、鉄棒やとび箱など、苦手になりがちなものも実施され、楽しく体力づくりをされている。当日も、縄跳びをしていたが、それぞれの子どもの体力や状態に応じて実施されており、一斉縄跳びの際も、早く縄跳びに引っかけた子がいても、そこに担任がフォローし、劣等感も感じさせず楽しんでやっていた。体を動かすことで、園児も職員も全体に明るい感じを受けた。クラスや年齢の枠を超えての交流が多く、職員が他のクラスの子どもの名前も覚えていることから、それが保護者にとっても、大きな安心感に繋がっている。外国の親子にも、通訳やお手紙翻訳等のサービスにつなげる等、さまざまな家庭に対しても、気遣いをされている。日常生活の様子を撮った写真等の販売もあり、保護者からは日常の姿も思い出に残せると好評である。自治会や地元の方々を行事に招待するなど、地域とのつながりにも努めるなど、民営に移行した特色をだそうと、日夜取り組まれている園である。</p>
<p>◇改善を求められる点</p> <p>理念を実現する為の基本方針、それを実現する為の長期計画、その進捗状況を確認するための中期計画、それを実現する為の今年度行う事業計画という観点で、まだ十分に消化されていないように思われた。理念を実現する為の、あるべき姿を、まだ明確に描けてないためと思われる。現在の作成された方針や努力目標などさまざまあるが、今一度整理され、ひとつの方向性を示すこととなるよう期待する。方向性が明確にならないと、せっかくの固有の保育技術も、各保育士の人間性やスキルに左右される部分が大きくなってしまい力も分散しかねない。ひとつの方向性から目指すべき具体像は、経営トップだけでなく、園のトップだけでなく、職員だけでつくるものでもない。福祉ニーズや環境等も把握するとともに、保護者とも、日常の情報交換だけでなく、そのような面でもコミュニケーションをとられることで、明確なイメージができてくる。また、それにより保護者という賛同者・推進者が、大きな力にもなる。ぜひ、現在、試行錯誤されながら取り組まれているものに、協力者を広げ、1年1年進まれ、伊文保育園らしさ、良さを伸ばされることを期待します。</p>

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>今回の第三者評価の結果を受け、向かうべき目標の方向性がはっきりとしました。気づかされた点については、課題として取り組み、保育内容の充実など、より一層の向上に努力していきたいと思っております。</p> <p>また、保護者をはじめ、地域との連携を図り、子どもたちの持つ力を伸ばしつつ、職員全員が成長していこうと思っております。</p>
--

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	㉑ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ㉑ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ㉑ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	a ・ ㉑ ・ c

評価機関のコメント

保育園のしおりには、保育理念と基本方針、保育目標(めざす子どもの姿)として明示され、保育園のリーフレットには、保育理念、保育目標、保育指針、本年度の努力目標が示されている。ただ、保育園のしおりにある保育理念と基本方針、保育園のしおりの保育理念とリーフレットに示された保育理念のつながり、しおりの保育方針とリーフレット上の保育指針とのつながりなど、どのように繋がっているのかが、明確ではなかった。まず、保育理念や基本方針の明確なイメージを描き、それを表現化されることを期待する。また、保育理念、基本方針、保育方針、保育目標、そこから今年後の努力目標などの園としての位置づけを、一度整理されることを期待する。例えば基本方針と保育方針がどちらが上位概念なのか、リーフレットの位置づけから見ると、保育方針より保育目標の方が上位概念かと思えるような配置となっている。理念を実現する為に、まず基本方針を定め、目指すべき保育目標を明確にし、今年度の重点項目としての努力目標ということが、まずは職員も理解でき、それをもって日々への保育に繋がり、保護者への説明にも繋がる。現状では、職員の方の行動規範となりうる基本方針と言えるかどうかなどの観点から、今一度整理されることを期待する。理念や基本方針などの関係が明確化されれば、職員や保護者に周知状況を確認することもできるようになる。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ ㉑
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ b ・ ㉑
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	a ・ ㉑ ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ b ・ ㉑

評価機関のコメント

4～5年前、公立から民間になるにあたり、その独自性を出すために検討委員会を立ち上げ検討している。これらの活動を計画書に落とし込み、計画的に実施しているかということも中長期計画のひとつになりうる。ただ、頭の中にある構想だけでは、それぞれの捉え方で方向性にブレが生じやすくなる。中長期計画を示し、それに連携する事業計画を明確に示すことで、職員を目指すべき方向性が明確になり、計画の進捗などの管理ができることとなる。ここで求められている事業計画は、単なる行事計画や指導計画だけでない。組織体制や設備の整備なども含めた経営的な計画である。この計画は実施状況を確認することで進捗管理ができることから、収支も含め数値目標等の指標をもった内容が必要である。P-D-C-Aの意味合いを、さらに深めていただき、計画のチェックができるような目標を定めた計画や連携について、ご検討いただけることを期待する。理念を実現するために、中長期計画やその内今年度実施するとしていることを事業計画として明示し、職員や保護者にわかりやすく伝えることで、意見も出るようになり、その結果、職員や保護者の意見等を計画に取り込むことができるようになる。組織的な計画の策定、職員や保護者への事業計画の周知する意味合いを理解され、有機的につながるような工夫を検討を期待する。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a ・ b ・ ㉔
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉕ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉕ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	a ・ ㉕ ・ c

評価機関のコメント

園長の役割について、日頃の活動の中で示しているとのことであるが、その役割と責任について、必ずしも明確ではなかった。有事の際も含め、役割と責任を明文化されることがのぞまれる。また、自ら信頼を得ているかの評価と見直しの方法についても、方法を検討されたい。遵守すべき法令については、労働関係法令に他に、保育や福祉、場合によっては環境関連など、多種多様であり、現在その内容も、めまぐるしく変わってきている。ぜひ、遵守すべき法令等を一度リスト化され、例えば担当者を決め、その内容が適正か又は最新かを確認し、変更等も周知徹底し遵守するための仕組みづくりがあると望ましい。保育の質を高める取り組みとしての情報収集については、職員の意見を主としており、具体的な取り組みとしては、全職員での水道光熱費などの省力化に取り組んでいるとのことだが、福祉サービスの質の向上のためのチェック指標としては他の優先順位が高い項目がありそうである。この項目は、せいぜいコスト削減の一策だと思われる。サービスの質の評価には、保護者の目線や外部の専門的な目線など多面的に把握することも検討されたい。また、経営側面で把握すべき点もある。その側面からの情報収集によりコストバランス等も把握できることとなるため、ぜひ取り組まれたい。職員も含めて同じ方向に向かうベクトル合わせをするためには、これらを示される事も検討されたい。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
II-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ㉕ ・ c
II-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ ㉕ ・ c
II-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ ㉕ ・ c

評価機関のコメント

事業経営をとりまく環境の把握として、厚労省の動きや西尾市からの情報としている。補助事業など動きが激しい点を中心に情報収集を図っているとのこと。年度初めの子どもの地域把握や保護者の職業把握をしている。ただ、経営環境ととらえた場合、地域での福祉や保育に対する需要の動向や世帯構成の変化、地域福祉ニーズや潜在的利用者のデータ等の状況を把握し、そこから導かれたものを中長期計画等に入れ込み取り組んでいくというものである。その意味で、経営環境の把握といえるような点について、そこから全体のニーズや潜在的利用者のデータ等や、そのデータを活かして、どのように課題を絞り込めるか、それがどのように中長期計画や事業計画に反映されているのかが、必ずしも明確ではなかった。総合的に判断され、現在の事業計画となっているとのことだが、経営状況や改善すべき課題が明確で、それを実現するような計画であるとは、言いがたい。職員が共有しやすいような工夫が求められる。外部監査の実施としては、税理士の会計処理の適正化と指導であった。独立監査法人の報告をもってということであるが財政的な会計監査のみである。この場合、会計処理のみならず、方針の組織運営・事業等も含めた範囲である。その外部監査の結果を受けて、どのように経営改善に活用されているかが、調査当日では、明確には示されなかった。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ⑥ ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

必要な人材に関しては、正規・非正規職員の割合等全面的に市の移行で園としては計画できないとされているが、ここでは配置基準だけでなく、理念・中長期計画・事業計画を達成するためには、どのような人材が必要で、現在の力とのギャップをとらえ、どのように埋めていくのかということである。採用だけでなく、現在の人材をどのように育成していくのかということも、ここでいう人材に関する具体的なプランといえる。現在「保育にあたっての基本姿勢」にて示しているが、理念を実現するための具体的な保育士イメージ像を明確にし、そのあるべき姿と現在の力のギャップを明確化することで、教育ニーズが明らかになる。これを実現することが、教育・研修に関する計画となる。市の主催研修の他、目的意識をもった研修に積極的に参加とのことだが、この目的が園として必要な点から出てきているものならば、それが人材プランにも繋がっていくと思われるし、個別スキルの不足分を埋める目的ならば、それが個別の教育・研修計画につながる。現在は、自分でやりたい人に援助して研修参加という体制であるが、組織研修の研修目的や職員の個別スキルの向上研修など、目的を整理し計画的な研修とされたい。人事考課も、処遇のためだけでなく、研修ニーズが引き出せるものである。本人の自己分析と幹部職員の評価から適正に評価をされるということであるが、この評価項目や評価基準を使って分析することで、それを満たせば理念や中長期計画を達成できるようなこととリンクしていれば、これらの仕組みが有機的に繋がっていくと思われる。研修においても、P-D-C-Aの考え方を取り入れて検討されたい。

個人面談で職員の思いを聞く場がある。福利厚生としては、私学事業団に加入したり、年1回の健康診断を行っている。実習生については、実習生受入マニュアルがあり、それにしたがって実施している。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時など対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

園外保育への安全確認や不審者対応、交通安全、子どもの安全・命、環境整備にかかる安全点検などの側面から「遊具の使い方について」「保護者への対応と連携」「関係機関との連携」「衛生管理マニュアル」「食中毒時の対応」など各々のマニュアルに基づいて体制を整え、職員に周知をしている。また、事故防止のためには、ヒヤリハットなどを作成し、園長や主任保育士でチェックするほか、職員全員で見れるようにしている。重大事の場合は、会議で取り上げ事例検討することにより、事故を未然に防ぐようにしている。不審者に対する訓練も年に3回実施している。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	a ・ Ⓑ ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	a ・ b ・ Ⓒ

評価機関のコメント

自治会役員や地元の方々を行事に招待する等で関わりをもつようになっている。老人保健施設の1つや高齢者の通所介護施設の2箇所、認知症高齢者グループホームなどにお招きを受け、年に1回慰問に行ったりもしている。エコキャップ集め等にも協力している。機能の還元としては、「子育て支援センター」としての地域の子育て支援や相談の場所として活用してもらっている。具体的には、体育センター内で支援センター主催の親子体操の際に駐車場を貸すようなことや、園で人気であるサッカーに卒園した子どもたちも参加できるような機会も設けている。ボランティアも、各行事などを中心に受入を実施している。必要な社会資源としては、交通安全推進協議会、子どもの安心安全まちづくり等や民生委員、小学校等関係機関との会議など、社会資源として整理しており、必要に応じて積極的に連携するようにしている。福祉ニーズについては、主に子育て支援センターが把握する情報源としているが、意識的な情報収集というより受身的な情報収集である。そのため、具体的に福祉ニーズを把握し、中長期計画や事業計画に取り上げ明示などはされていない。これらの活動により、ぜひニーズを導かれることで、中長期計画も立てられることとなる。期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

「この園に集う乳幼児がひとりの人間として生きていくための力を養う」と保育理念に掲げ、職員研修や指導計画の作成時、話し合っ進めている。プライバシー保護についても、マニュアルに定め、職員に周知している。保護者の意向把握としては、参観日のあとなどや次の日の声かけで聞いている他、年度末に利用者アンケートを実施し、年度の新しい行事を増やしたいかなどを聞いている。あとは年2回の個別面談で聞くような仕組みとしている。ただ、日常の保育内容における満足度の確認としてとらえた場合、苦情・意見を言うことは特別なことではないことであることの周知するなどの仕組みが望まれる。相談・苦情としては、投書箱や苦情意見対応マニュアルに応じた対応としている。ただ、お世話になっているという気持ちから意見として言いにくいのが保護者の心理であることも多い。この項目では、苦情体制よりも、それが言いやすい体制なのが求められている。苦情・相談となると言い難いという保護者の心理を考えると、「要望」が出しやすくなるような仕組みを検討されるのも一案である。保護者側への働きかけとして、複数の相談方法や相談相手の中から自由に選べることを分かり易く説明した文書等などの働きかけや、他の方の要望・苦情・意見などで寄せられたことを広報することで、相談・苦情という敷居が下がり相談がしやすくなる一案である。相談・苦情は、ニーズを引き出す一番の方法と言われる。サービス提供者側に期待度と苦情の数は比例すると言われている。苦情が少ないことは良いことではなく、期待されてない・あきらめられているからという説をいう学者もいる。要望という要素を受け入れるという姿勢を示すことにより、送迎時など話しにくいと思っている方からも、ご意見が出やすくなると思われる。また、要望も含めた上で、例えば毎月の園だよりなどで、「〇件のご相談がありました。〇〇という点のご相談で・・・」など、定期的を示すことで、聞きたかったと思っていたが聞けなかったことという保護者にも伝わるのではないのでしょうか。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	a ・ b ・ Ⓒ

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>自己評価、自己分析を定期的実施し改善策をその都度実施し会議録に記録しているということだが、この場合は、質の向上に向けた組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応の確認である。個別の子どもに対するものでもなく、各職員の個人のものでもない、その意味では、この第三者評価に向けて自己評価されただけであり、まだ、P-D-C-Aサイクルの仕組みとして恒常的な取り組みとしては、定期的に行われているという体制として整備されているとは言い切れない。この評価の結果に基づく課題の明確化されたものも把握できなかった。今回のみならず、2年前も第三者評価を受けられており、この評価の結果から、組織として取り組むべき課題を明確化させ、職員参画のもと、今後改善策や改善計画を立てて実施されることを期待する。今後、まず年1回は自己評価をされ、課題点を明確にし見直しなどを実施し、また3年後第三者評価を受けるなど、定期的に計画を組まれることも、サービス向上のための中長期計画の一つになりうる。</p> <p>標準的な実施方法については、デイリープログラム等の一連で計画から実施記録等の管理をする手順で実施されている。ただ、記録の手順について定まっているとのことだが、本来は提供するサービスについての標準的な実施方法についての文書化であり、その文書自体を見直しする時期や方法が組織として定まっているかということである。その意味ではマニュアルなどが相当する。事故対応等のマニュアルは見られたが、日々の提供するサービスのマニュアルとして定められており、それを定期的に見直すという意味で、再度整備されたい。自己評価やお話されたことは、サービスの実施した記録の適切さの方での評価とした。保管期間や廃棄時期については、保管等、規程に基づく管理のもと、対象外のものには園長の判断で、適正に行われている。</p>	
---	--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

<p>ホームページを作成し、情報提供を行っている。見学の希望についても、できるだけ希望に沿えるように努めている。紹介するしおりなどを使い説明等も行っている。外国籍児への手紙の通訳や通訳の来園などの希望にこたえたりもしている。</p> <p>サービスの開始にあたる説明と同意については、入所時に西尾市の保育料の資料を配布するとともに、延長保育について署名捺印を受けている。保育の業界では、まだまだこの説明と同意について、どの事業所も浸透していないが、市で決める保育料金だけでなく、自費の分は、トラブル防止の意味でも別途書類等で説明と同意が必要と思われる。もともとこの園ではこのような保育をしますとして文書化したもので説明し、お互いに納得したことの確認のために書面を求めているものである。園の理念では、「地域と保護者の協力のもと・・・」とあるように、協力して保育していくという約束事でもあり、動機づけにもなる。理念・方針の周知徹底という効果、保育していく姿勢や行うこと等、保護者と園とのお約束事を書面で残すことによる周知徹底という効果もある。今後の検討を望む。市内の転園の場合、園長同士の電話でのやり取りや資料の送付をしている。ただ、保育終了後も相談を希望した場合のために、声かけはしているが、窓口や担当者について記載した文書までは作成していない。</p>	
--	--

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	a ・ ㉔ ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	㉔ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>基本情報の入手として、「児童票」「家庭調査票」「緊急連絡票」「健康の記録」「入所までの生活状況」「入園児個別調査票」「面接行動記録」をもって把握し、年3回「保育の記録」をもって、評価を行っている。ただ、保育の場では、まだ馴染みが薄いせい か、アセスメントのねらいである身体状況や生活状況等やニーズを把握し、課題分析するための文書という意味合いとしての ツールとフェイスシートといわれる基本情報との違いが、まだ十分に消化されていないように感じられた。主訴や注意点、希望や意 向を聞き取りした記録というだけに留まらず、子どものとりまく生活の全体性、個別性、継続性、地域性を踏まえ、統一的な手順 のもとで包括的に把握し課題分析しそこから生活ニーズを引き出す手段であり、入園後も定期的に見直しをしながら、ニーズを 見定めていくものである。現在では、ややもすると各保育士の読み取り能力に頼っている仕組みのように感じられる部分もあり、 統一されたアセスメントからニーズを引き出し、一人一人の子どもに対して具体的に明示したものを解決していくために計画を立て るという手順のスタートであるアセスメントの意味合いから、今一歩整理されたい。</p>

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	㉔ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	㉔ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。

Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。

Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

健康マニュアルが定められており、本人の体調に応じて柔軟に対応している。特に、長引く病気などは今後の配慮など、共通ノートで職員全体で周知するようにしている。健康診断については、異常がある場合に連絡ノートや口頭で伝えている。ただ、保護者によっては、便の回数や状態が気になる保護者や異常の有無だけでなく、健康については、いろいろ神経質になる保護者も多い。健康に関する連絡については、対応可能な範囲でご家族の希望に応じて連絡したり、相談に応じる旨伝えるだけで喜ばれることが多い。可能なレベルで配慮いただけるとう幸いである。食事に関心が寄せられるように野菜づくりや手作りに取り組みを行い、楽しみながら食事ができるように配慮している。喫食状況や内容について打合せする給食会議も、保育士と調理師で実施しながら連携をとっている。直接の反応を知る為に、調理員が子どもたちと一緒に食事を取る機会を設けたり、保護者も家でも活用できるよう年に1回、給食参観を実施している。食物アレルギーについては、「食物アレルギー児対応マニュアル」を作成し、それに基づき、医師の指示書をもらい、専門医・保護者・担任・調理員と連携をとりながら、除去食など対応している。建物の年数等の関係ではあるが、トイレがやや暗い雰囲気であったことと、多少匂いが気になった。当日だけなのか、原因が不明なのでわからないが、気にかけていただければ幸いである。子どもたちの体調に応じ、医務室等で休養させることもある。年齢や発達に応じて、様々な教材を用意し、コーナーや遊びのワゴン等を設置している。作成途中の編み物も、みえるように置いてあり、関心が持てるようにされている。遊びや工作用の材料として木の実は集めて部屋に置いたりしている。見えることにしておくことで、季節感等も感じることができる。昼寝時は、低年齢児ではSIDS防止について周知し昼寝チェックを行っている。

自費によるサッカー教室や、通常時間の中で体育の先生に来てもらい体育の時間を設けている。子どもたちには評判であり、保護者にもものびのびした体力づくりに繋がっているとして好評である。それぞれの活動を通じ、保護者にも、ただ遊びだけでなく、いろいろな面で教えてもらい子どもが成長していると実感できるような保育に取り組まれている。日常的な情報交換は、送迎時の口頭コミュニケーションと連絡ノートでされている。苦情や相談については、個人を特定出来ないレベルで広報することで共通的に応えることも可能になる。アンケート結果にもあるが、保護者はお世話になっているので、言いにくいとしている場合も多い。気になっていることが、他の保護者からの質問と対する答えとして対応することで、納得されたり、逆に意見が言いやすくなったたりするものである。苦情・相談は、ニーズを引き出すものであると言われる。期待が高いほど苦情・相談が増えるということもある。接触機会が多ければ多いほど、保護者と園とのすり合わせもでき、逆に少なければ、少ない機会でも“嫌だ”と感じたら、もう意見等が出されなくなることが多い。誤解や保護者の不安や不満を和らげるよう、ぜひ園長先生との“要望”を聞く場の設定などを、希望者に応じて、設けることがご家族側の満足度を高める効果があると思われる。ぜひ、ご検討いただくと幸いである。